

コンプライアンス

基本的な考え方

コンプライアンスの定義

ノーリツは、コンプライアンスを「法令、定款、社内規程および社会規範なども含めた『企業倫理』の遵守」と定義し、当社グループの役員および従業員を対象とした「ノーリツグループ行動基準」を制定し、その遵守を図っています。

方針・体制

ノーリツグループ行動基準

ノーリツグループでは、お客さまや社会から選ばれ続ける企業グループとなるため、「ノーリツグループ行動基準」を制定しています。

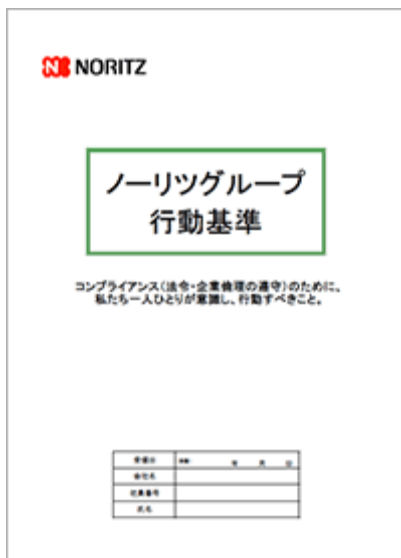
この行動基準を通じて、グループ内の全従業員が「正しい行動」についての価値観を共有し、グループ全体でコンプライアンス意識の維持・向上を目指しています。

ノーリツグループ行動基準 (PDF: 1.6MB) >

<https://www.noritz.co.jp/common/pdf/company/csr/guideline/kijun2014.pdf>

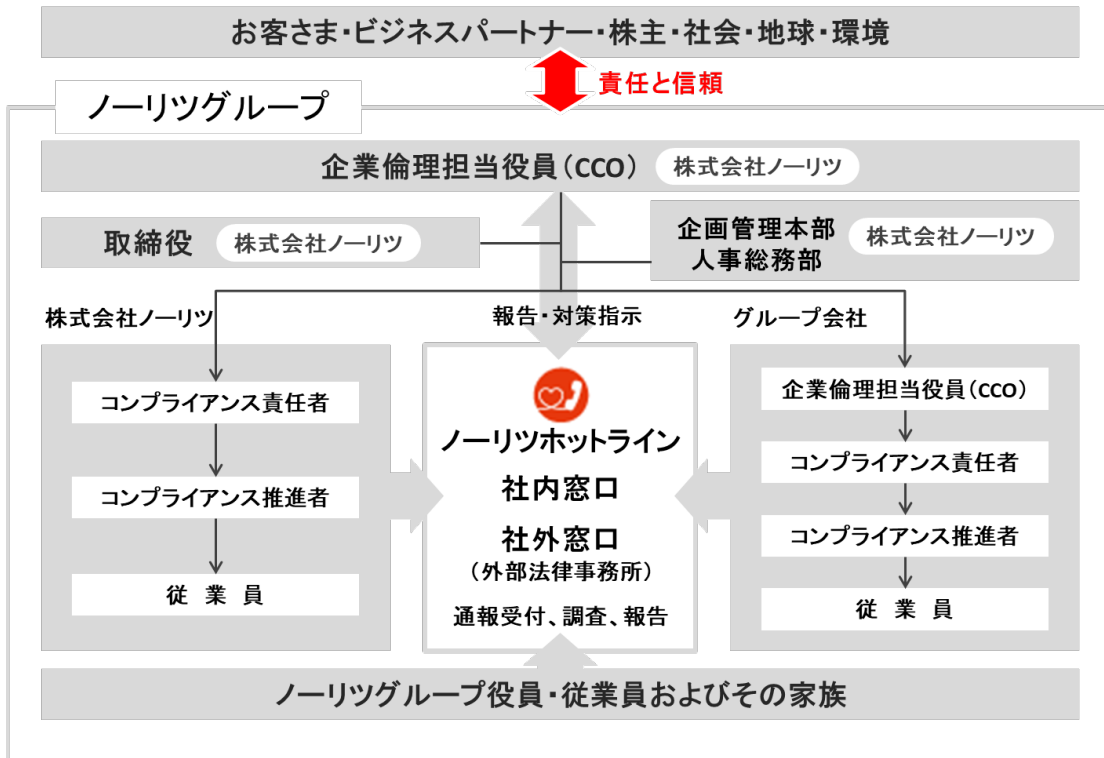
ノーリツグループ行動基準 (英語版) (PDF: 1.7MB) >

https://www.noritz.co.jp/common/pdf/company/csr/guideline/kijun2014_eng.pdf



コンプライアンス推進体制

ノーリツグループでは、グループ内のコンプライアンスを実践するため、次のような推進体制を確立し、運用しています。

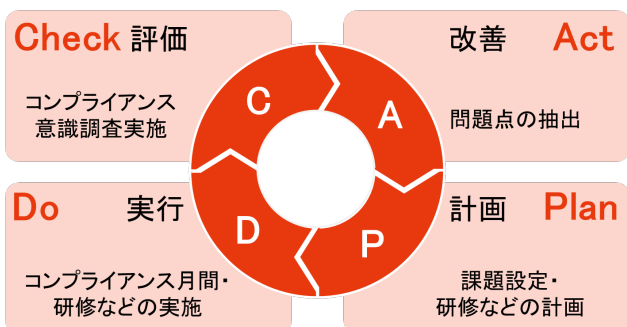


取り組み

コンプライアンス推進活動

ノーリツグループ全体にコンプライアンス意識が浸透定着した組織風土を醸成し各部門および、各社に自浄作用を根付かせるため、コンプライアンス推進活動を実施しています。

コンプライアンス推進活動の PDCA サイクル



コンプライアンス月間

毎年5月と9月の年2回をコンプライアンス月間と定め、ノーリツグループ全社でコンプライアンス推進活動に取り組んでいます。毎回、コンプライアンスまたは情報セキュリティに関連するテーマを設定し、各職場でそのテーマについて考え、または話し合う機会を設けています。

コンプライアンス研修

従業員を対象とした「コンプライアンス研修」を実施し、コンプライアンスに対しての知識や意識の向上に取り組んでいます。

新卒社員の入社時研修や、管理職向けのハラスメント防止研修、各部門に関連する各種法務研修（景品表示法、独占禁止法など）を実施しております。研修のテーマや対象部門についてはリスク状況の変化に応じて内容を見直ししながら実施し、業務改善へとつながるよう取り組んでいます。また、研修の受講が容易になるようeラーニングによる研修も取り入れております。

ノーリツホットライン制度

コンプライアンス違反行為の予防および早期発見を図るとともに、コンプライアンスに関する問題の顕在化と解決を目的として、ノーリツグループ役員、従業員とその家族が利用できる内部通報制度「ノーリツホットライン」を設置しています。ノーリツホットラインは、社内および社外（外部法律事務所）の2つの窓口があり、氏名・内容の秘密厳守を約束された上で通報者はいずれかを選択することができます。

2020年は、計6件の相談・報告を受け付けました。案件に応じて事実確認やヒアリングなどを実施し、対処・再発防止策に取り組んでいます。

グループガバナンスの推進

グループガバナンス推進の一環として、国内外のグループ会社を対象とし統一的に取り組むべき基準を明確化した「マネジメントブック」を策定し、グループ全体の管理レベル向上に取り組んでいます。

具体的には各グループ会社はその基準に対するセルフチェックを行った後に、各社のチェック結果に対してノーリツ各担当部門が直接ヒアリングを行い、必要に応じて改善を要請しています。

次年度以降も引き続きマネジメントブックを活用しながら、ノーリツグループ全体の管理レベル向上を図っていきます。